

本則課税の方【一般又は原則課税】（令和5年分消費税申告用）

【お持ちいただくもの】

〔所得税〕

- ① 令和3、4、5年分(3年間)の「決算書」ならびに「申告書」の控

〔消費税〕

- ② 令和3、4年分の「申告書」の控、各種付表ならびに計算書
- ③ 令和5年分の消費税申告書（今回税務署より郵送された書類）
- ④ 今までに提出した届出書の控（適格請求書発行事業者の登録申請書等）

〔帳簿等〕

- ⑤ 令和5年分の帳簿（現金出納帳、収入のわかるもの、経費の内容がわかるもの）

- ⑥ **重要**→ 税率区分表

★税率区分表とは、科目ごとに、それぞれ、税率10%、軽減税率8%に区分して集計するものです。また、インボイス制度開始後の課税仕入について、支払相手先が「インボイス登録」を行っていない場合の「経過措置（80%控除）」の集計が必要です。会計ソフトで区分表を出力できる方はご用意ください。

税率区分表をお持ちでない方は、受付にてお声かけ下さい。

※旧税率の取引がある場合には、その金額も集計してください。

- ⑦ 令和4年または令和6年が免税の場合には、令和4年末及び令和5年末の棚卸表

インボイス登録により課税事業者になった場合は登録日前日の棚卸表

- ⑧ 輸入消費税の支払いがある場合には、その金額が記載された書類

〔その他〕

- ⑨ マイナンバー（個人番号）の確認できる書類又は写

裏面も必ずお読みください!!

＝消費税申告受講までに、必ず行って下さい＝

1. 帳簿上、課税、不課税、非課税の表記を必ず行って下さい。
2. 下記の勘定科目中、消費税の課税取引とならない経費の集計をお願いいたします。

1	事業収入	商品券販売代金、保険金、輸出取引等収入、社会保険診療収入、国外取引収入 ※持続化給付金、家賃支援給付金、東京都感染拡大防止協力金等
	不動産収入	土地の貸付、住宅の貸付（賃貸期間が1ヶ月以上の居住用住宅） 礼金で住宅や土地の貸付に関する部分 権利金・更新料で賃貸期間が1ヶ月以上の居住用住宅や土地の貸付に関する部分
2	接待交際費	慶弔費、餞別などの現金支出 商品券、ビール券、プリペイドカード等の購入費
3	車両関係費	自動車保険、自動車税等
4	雑費 支払手数料	クレジットカード手数料、住民票 登記・免許・特許等の法令に基づく行政手数料等

※	譲渡所得	事業用固定資産、貸付住宅の売却収入がある場合は、課税売上となるので注意
---	------	-------------------------------------

3. 税率区分の売り上げ、経費がある場合は、帳簿又は、会計ソフトで税率ごとに区分経理で集計をして下さい。

- 区分経理していない方は、本財団での「消費税決算個人サポート（3月中旬から3月末）」の受講ができない場合があります。必ず、区分経理をお願い致します。